

個人情報保護委員会（第 353 回）議事概要

- 1 日 時：令和 8 年 3 月 25 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
小笠原委員、宍戸委員、新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、稲垣審議官、
戸梶総務課長、香月参事官、日置参事官、片岡参事官、
澤田参事官

4 議事の概要

（1）議題 1：独自利用事務の情報連携に係る届出について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤井委員から「2点尋ねる。1点目として、中止の届出について理由は判明しているのか、2点目として、一度認めた届出につき委員会規則で定める要件を満たしていなかったとわかった場合、その届出を認めないとしてすることができるのか、伺いたい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から、「中止届の主な理由については、該当する事務が準法定事務に移行するため、というものが多数あった。したがって、サービスを停止するというのではない。また、届出を多数受け付けているが、事務局において要件を満たすか否かを十分に精査した上で受け付けることとしており、要件を満たしていないものについては受け付けることなく、改めて提出していただくなどの対応を行っている」旨の発言があった。

独自利用事務の情報連携に係る届出について、原案のとおり了承され、内閣総理大臣に通知することとなった。

（2）議題 2：令和 7 年度定期的な報告（令和 8 年度実施）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

（3）議題 3：学校・PTAにおける保有個人情報の取扱いに関する検討結果の公表

事務局から、資料に基づき説明を行った。

新保委員から「学校における個人情報の取扱いについては、これまでも「過剰反応」が問題となっており、特に名簿については、平成 23 年 3 月に内閣府から公表された「個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」に関する実態調査報告書」において、学校のクラス緊急連絡網が作成できず、災害時やトラブル時の連絡に支障が生じているという実態が報告されていた。この実態調査から 15 年以上経過している現在においても、同様の問題が依

然として生じている。

文部科学省が公表した「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き（第3版）」でも、学校がクラス緊急連絡網を作成し、クラスの保護者に配付しようとしたところ、保護者から、「個人情報保護の観点から不適切ではないか」との意見が寄せられた、という事例が示されている。

教育委員会、公立学校においては、これまで地方公共団体の個人情報保護条例に基づいて個人情報を取り扱っていたところ、令和5年4月の個人情報保護法官民一元化施行により、個人情報保護法に基づく義務が直接適用されることとなった。

この制度変更から時間が経過した現在でも、いわゆる「過剰反応」が生じている現状がある。また、PTA側においても、個人情報取扱事業者に該当することを認識し、個人情報の適正な取扱いと保護について正しく理解することが求められている。

この後、新年度、そして新学期開始とともに、学校の活動が活発となる中で、PTAによる支援は学校運営において重要な役割を果たしているところである。こうした場面において、個人情報保護法を理由として必要な個人情報の取扱いが妨げられた場合、児童・生徒の不利益、保護者を始めPTA関係者の負担増、そして学校の運営活動への支障といった問題が生じるおそれがある。関係各所への周知とともに、新年度に寄せられる保護者等からの相談についても、適切に対応していただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(4) 議題4：監視・監督について

※内容について非公表

以上